

諮問実施機関：滋賀県知事（琵琶湖環境部循環社会推進課）

諮問 日：平成 27 年 8 月 17 日（諮問第 108 号）

答申 日：平成 29 年 3 月 30 日（答申第 102 号）

内 容：「木くず不法投棄事案に関する全ての文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表 1 に掲げる情報を公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成 27 年 4 月 14 日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

2013 年 3 月に滋賀県高島市の鴨川河口周辺（県有地）に、大量の放射性木材チップが不法投棄された案件に関する一切の情報（滋賀県保有の情報全部）

2 実施機関の決定

平成 27 年 5 月 29 日、実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書を特定の上、条例第 6 条第 1 号、第 2 号ア、第 3 号、第 6 号および第 37 条に該当することを理由として、一部の情報を非公開とし、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定を行った。

3 異議申立て

平成 27 年 7 月 21 日、異議申立人は、実施機関の決定を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 実施機関による決定の変更

平成 28 年 3 月 17 日、実施機関は、当初の決定を変更し、別表 2 の「非公開部分」欄の情報を同表の「非公開理由」欄の理由により非公開とし、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 条例第 6 条第 1 号該当性について

実施機関は、条例第 6 条第 1 号の規定の解釈、運用を誤っている。同号は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」と規定しており、法人の代表者やこれに準じる者には適用されないことになるが、今回、非公開とされた部分には、こうした情報が数多く含まれていると考えられる。

(2) 条例第 6 条第 2 号ア該当性について

実施機関は、条例第 6 条第 2 号アの規定の解釈、運用を誤っている。違法行為に関与した法人等には、保護されるべき競争上の地位や正当な利益はない。不法投棄が起こった場合に、不法投棄されたものがどこで処理されたかを明らかにするのは当然のことである。

(3) 条例第 6 条第 3 号該当性について

実施機関は、条例第 6 条第 3 号を理由に、警察との協議に関する情報を非公開にしているが、このような理由で非公開にするのは問題がある。公文書には保存期間があり、期限が来れば廃棄されることになってしまうため、県民等の目に触れることがないままに廃棄されるおそれがある。本件に係る捜査は既に終了しており、こうした情報は捜査が終わった時点で公開すべきものであると考えられる。

(4) 条例第 6 条第 6 号該当性について

実施機関は、条例第 6 条第 6 号の規定の解釈、運用を誤っている。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 本件対象公文書について

本件公開請求は、滋賀県高島市の一級河川鴨川およびその周辺における木くずの不法投棄事案（以下「本件不法投棄事案」という。）に係る文書についてされたものである。

本件公開請求に係る対象公文書は、大まかに区分すると、木くずの撤去等の対応に係るもの、本件不法投棄事案の調査、告発等に係るもの、本件不法投棄事案に係る要請、要望等に係るもの、関係地方公共団体との情報交換に係るもの、放射線の検査に係るものおよび本件不法投棄事案に係る経費が分かるものであり、計 418 件の文書である。

3 本件不法投棄事案について

本件不法投棄事案は、高島市安曇川町地先の一級河川鴨川左岸琵琶湖流入付近の河川敷および隣接民有地において、平成 25 年 3 月中旬から平成 25 年 4 月下旬にかけて河川管理用通路の不陸整正と称し、延長 573m にわたり木くずが無断で敷設されるとともに、木くずの入った大型土のう袋 77 袋が放置されていた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）および河川法違反の事案である。

平成 25 年 4 月に、鴨川河川敷等に無断で敷設された木くず等について、放射性物質の汚染を疑わせる情報が寄せられたため、同年 9 月 6 日に放射能濃度検査を実施したところ、最大 3,000 Bq/kg の放射性セシウムを検出した。これ以降、廃棄物処理法においても、木くずが本県に運ばれるに至った経緯や関与した者を特定して原状回復をさせるべく、本件不法投棄事案に関与した A 氏、B 氏および C 氏に対する事情聴取や県外調査を進めた。

行為者の特定が困難な中、早期の原状回復を進めるため、実施機関による撤去を念頭に、産業廃棄物処理施設に対して受入れ条件を照会するなど搬出先を模索したが、風評被害の懸念から受入れ可能な施設は見つからなかった。そうした中、A 氏が撤去を行う意向を示したことから、実施機関は、A 氏の関係する企業による原状回復計画の概要を同年 12 月 5 日に公表した。しかし、この原状回復計画は撤回され、12 月 13 日に当該企業とは別の、A 氏と何らかの関わりがあることが推測される第三者の企業から新たな復旧計画書が提出され、実施機関はこれを受け入れた。当該企業によって 12 月 14 日から復旧作業が開始された結果、平成 26 年 3 月 4 日に全ての作業が完了した。

同日、実施機関は上記 3 者について、廃棄物処理法および河川法違反の疑いで、滋賀県警察本部に告発状を提出し、翌 5 日に受理された。同年 10 月 15 日に 3 者のうち、A 氏が廃棄物処理法違反の罪で起訴され、同年 12 月 2 日に有罪判決が下され、同月 17 日に判決が確定した。なお、B 氏および C 氏については、同年 10 月 15 日に不起訴となった。

A 氏の有罪判決確定を受けて、実施機関は、同年 12 月 19 日に本件事案の総括（以下「事案総括」という。）を公表し、可能な範囲で情報を公開し、それぞれの時点における実施機関の判断や対応につき改めて説明した。

4 非公開理由について

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 個人の氏名、住所および連絡先等

個人に関する情報は、実施機関の職員の氏名や既に事案総括において公表している個人の氏名など、条例第6条第1号ただし書に該当する場合を除き非公開となるものであると判断した。

イ 関係者の発言記録および提出資料

関係者の発言記録については、個人の信条や心身の状況など個人の人格と密接に関連すると思料される部分が多量に含まれており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると判断した。

また、関係者の提供資料については、当該関係者が県を告訴すると主張して、実施機関に提出したものであるが、記載された内容は事実と異なるものであって、結果的に告訴もされなかったことから考えると、当該内容は当該関係者の一時の心情によるものと思われ、そのような内容の資料を公開することは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると判断した。

(2) 条例第6条第2号ア該当性について

ア 事業者の名称等

本件事案に関係した事業者については、不法投棄者との関係性が必ずしも明らかではないことから、こうした状況において、事業者の名称、所在地、代表者名、電話番号、印影および写真など事業者が特定される情報が公になれば、当該事業者が不法投棄者と特別の関係があるとの印象や不法投棄に関与していたとの印象を与え、当該事業者に対する社会的な信用や評価が損なわれるおそれがあることから、条例第6条第2号アに該当すると判断した。

イ 事業者の電子メールの内容

当該電子メールは、事業者の取引において送受信されたものであることから、これが公開されると、当該事業者に対して取引先から秘密保持に懸念が持たれるなど、法人の社会的評価が損なわれるおそれがあることから、条例第6条第2号に該当すると判断した。

(3) 条例第6条第3号該当性について

非公開とした文書は、本件事案に係る刑事告発に関し、県警本部が県職員に対して行った事情聴取の概要を記録したものである。

本件事情聴取の結果は、県警本部においては供述調書として作成され、これは条例第37条の規定により、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類」として条例の対象外となると解される。

条例が「訴訟に関する書類」を適用除外とした趣旨は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131

号) 第 53 条の 2 が、「訴訟に関する書類」については行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。)の規定は適用しない旨を規定したことを考慮したものである。刑事訴訟法第 53 条の 2 が「訴訟に関する書類」を情報公開法の規定の適用から除外した趣旨のひとつとして、これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることによるものであるとされている。

一方で、本件記録については、「訴訟に関する書類」には該当せず、条例第 37 条は適用されないと解されるが、前記の「訴訟に関する書類」が条例の適用除外とされた趣旨を踏まえると、供述調書と重複する内容が記載されたこれらの文書についても、開示により、捜査の手法が明らかになる等の犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいことから、条例第 6 条第 3 号に該当すると判断した。

(4) 条例第 6 条第 6 号該当性について

ア 関係者の事情聴取の内容および関係者から任意で提供を受けた資料

実施機関は、本件木くずの敷設および放置に関し、廃棄物処理法に基づく指導取締業務の一環として、本件事案に関与した者や行為に至った経緯等に関する情報を得るため、関係者に対して任意で聴き取り調査を実施した。

一般に、このような任意の事情聴取は、調査対象者が自己に不利益な事実であっても、自発的に明らかにすることを期待して、調査内容等を公開しないことを前提に行われるものである。それが調査対象者の特定につながる情報や調査内容等が公開されることが前提となれば、相手方が自己の信用低下や業績に対する悪影響等を懸念し、実施機関の調査に協力しなくなるなど、今後実施機関が行う同種の調査において、事実解明のために必要な情報を得ることが困難となるおそれがある。

また、継続中である他の調査についても、情報が公開されることを知った調査対象者から正確な情報を得ることが困難となるおそれがある。

加えて、指導取締側の調査の意図、方向性、体制、手法、取得情報などが調査対象者以外の者にも明らかになり、正確な事実の把握を困難にするおそれも懸念されるところである。

以上のことから、これらの情報を公にすることは、今後、実施機関が廃棄物処理法その他の法令に基づく関係者への適切な指導や行政処分等を行うための調査という県の事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあることから、条例第 6 条第 6 号に該当すると判断した。

イ 鴨川以外に木くずが運搬された都道府県名および鴨川から撤去された木くずの搬出先の都道府県名ならびに当該都道府県の担当部署名、担当職員の役職および氏名

これらの情報は、A氏が鴨川から撤去した木くずの搬出先の場所等および関係者の事情聴取において言及された福島県の排出元から鴨川以外の場所に運搬されたとされる場所

に関する情報およびこれらの場所が推定され得る情報である。

これらが公にされると、特定の都道府県等において、放射性物質に汚染された木くずの搬入の事実が明らかになり、風評等により関係都道府県において混乱が生じることで、これに対応する業務が増大するなど当該都道府県における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、当該都道府県との協力関係や信頼関係を損なうことで、今後の実施機関における産業廃棄物行政に支障が生じるおそれがある。

また、関係者の事情聴取において言及された鴨川以外に木くずが運ばれたとされる場所については、平成 25 年 9 月に関係行政機関に情報提供をしており、以後、引き続き調査等が行われているところであり、関係行政機関の廃棄物処理法等に基づく調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、条例第 6 条第 6 号の非公開情報に該当すると判断した。

ウ 関係地方公共団体における調査に係る復命書、関係地方公共団体との電話・電子メールの記録および関係地方公共団体からの提供資料

これらの情報は、関係地方公共団体に本事案への対応の協力を要請するとともに、実施機関からも必要な情報を提供するという状況の中で、実施機関が作成または取得したものであり、その経緯に鑑みると、これらを公にすることにより、当該地方公共団体との協力関係や信頼関係を損なうおそれがあり、ひいては今後、産業廃棄物行政に円滑な協力が得られなくなり、実施機関の産業廃棄物行政に支障が生ずるおそれがあると判断した。

エ 国との協議に係る復命書

当該文書のうち非公開としている部分は、本件不法投棄事案に関連して、放射能汚染対策事業の状況に関して国が発言した部分であり、この部分を公にすると、実施機関と国との協力関係が損なわれるおそれがあるとともに、国の事業が実施される地域の住民に誤解を与え、必要な協力が得られなくなるなど、国の今後の放射能汚染対策事業の円滑な実施に影響を与えるおそれがあると判断した。

第 5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第 1 条および第 3 条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、

利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、本件不法投棄事案について実施機関が保有する全ての文書の公開が求められたものである。

実施機関は、別表2のとおり、本件処分において418件の文書を特定の上、条例第6条第1号、第2号ア、第3号、第6号および第37条を理由として、その一部を非公開としているが、異議申立人は、これらの公開を求めていることから、以下、当該情報に係る非公開情報該当性等を検討する。

なお、実施機関による決定の変更により、当初の決定において非公開とされた部分の一部はすでに公開されており、当審査会は、本件処分において、なお非公開とされている部分を調査審議の対象とするものである。

3 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、特定の個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報等については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書においては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報などは、非公開情報から除外することとしている。

イ 非公開部分の条例第6条第1号該当性について（別表2の「非公開理由」欄の「1号」欄に○のあるもの）

(ア) 個人の氏名、住所および連絡先等

実施機関は、個人の氏名、住所、連絡先などの情報（以下「個人の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第6条第1号に該当するとしている。

しかしながら、これらの非公開部分のうち、土地所有者の氏名については、不動産登記簿により何人でも閲覧し得るものであり、また、都道府県の職員の氏名については、従来、公開とする運用がなされているものであるため、これらは条例第6条第1号ただし書アに該当するものと認められる。

また、当審査会が見分したところ、地方公共団体の名称、地縁団体の役職名、駅名、自動車の車種、性別および服装など、一般に、特定の個人を識別することができるのは考え難いものが、広範にわたって条例第6条第1号を理由に非公開とされていることが認められ、こうした情報については、同号に該当するものと言うことはできない。

一方、その余の個人の氏名等については、特定の個人を識別することができるものであると認められ、同号ただし書に該当するような事情は見当たらない。

したがって、別表1に掲げる情報は、条例第6条第1号に該当しないが、その余の個人の氏名等は、同号に該当するものであると認められる。

(イ) 関係者の発言記録および提出資料

実施機関は、関係者の発言記録および提出資料（以下「発言記録等」という。）については、個人の思想や信条、心身の状況などを表したもので個人の人格と密接に関連するとして、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると主張している。

当審査会が見分したところ、関係者の発言記録は、実施機関による調査および協議等に係る結果を記録した文書であり、また、提出資料は、関係者が実施機関の行為の違法性を指摘して提出を行った文書であると認められるものである。

これらのことからすると、発言記録等は、実質的には、単なる事実の記録または個人が作成した資料というに過ぎないものであって、それ自体が、個人の思想や心身の状況に関するもので、個人の人格と密接に関連するものであるとは認められない。仮に、こうした理由により非公開とすることを認めれば、個人の発言が記載された文書や個人が作成した資料は、遍く公開されないこととなり極めて不合理である。

したがって、発言記録等は、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは言えず、条例第6条第1号に該当するものとは認められない。

(2) 条例第6条第2号ア該当性について

ア 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

イ 非公開部分の条例第6条第2号ア該当性について（別表2の「非公開理由」欄の「2号」欄に○のあるもの）

（ア）実施機関が調査対象とした事業者ならびに木くずの排出、搬入、撤去および処分等に関与した事業者の名称等

当審査会においては、平成27年8月17日付け答申第86号（以下「先例答申」という。）により、公にすることで、実施機関が調査対象とした事業者および木くずの排出、搬入等に関与した事業者が特定される情報は、条例第6条第2号アに該当するものであると判断していたところである。

本件諮問に伴い、改めて審議したものであるが、先例答申における判断を変更すべき事情の変化は認められず、これと同様の判断に至っており、当該判断の理由は次のとおりである。

実施機関が調査対象とした事業者や木くずの排出、搬入、撤去および処分等に関与した事業者（以下「関係事業者」という。）については、本件不法投棄者との関係性が必ずしも明らかとはなっていないところである。

こうした状況において、関係事業者の名称、所在地、代表者名、電話番号、印影、事業内容、施設等の能力、規模および立地等（以下「関係事業者の名称等」という。）の事業者が特定される情報が公になれば、いかにも当該事業者が本件不法投棄者と特別の関係があったとの印象や本件不法投棄に関与していたとの印象を与え、当該事業者に対する社会的な信用や評価が損なわれるおそれがあるものと認められる。

ところで、実施機関は、こうした情報の他、関係事業者が所在する地方公共団体の名称、周辺の気候、保有設備の整備状況および事業者に対する評価など、公にしたとしても、一般に、事業者が特定されるとは考え難いものを広範にわたって非公開としていることが認められ、こうした情報については、条例第6条第2号アに該当するものと言うことはできない。特に、関係事業者が所在する地方公共団体の名称については、すでに先例答申において、事業者が特定される情報には当たらないと判断していたところであり、当該判断を覆すべき特段の事情も見当たらない。

したがって、関係事業者の名称等は、条例第6条第2号アに該当するものであると認められるが、別表1に掲げる情報については、同号に該当するものとは認められない。

（イ）その他の事業者の名称

実施機関は、関係事業者以外の地元事業者の名称や本件不法投棄に係る土地の所有事業者の名称を公にすると、当該事業者の社会的評価が不当に害され、事業運営上の

利益が損なわれるおそれがあると主張している。

実施機関からは、こうしたおそれが生じる理由について何ら具体的な説明はないが、実施機関においては、平成26年12月に事案総括によって、本件不法投棄者の氏名や事案の経過について、既に一定公表しているところである。

こうした状況からすれば、関係事業者以外の事業者の名称を公にしたとしても、当該事業者が本件不法投棄に関与していたとの印象を与えるとは考え難く、当該事業者の社会的な信用や評価が損なわれるおそれがあるものと判断すべき事情はない。

したがって、関係事業者以外の事業者の名称は、条例第6条第2号アに該当するものとは認められない。

(ウ) 関係事業者の電子メールの内容

実施機関は、当該電子メールは、事業者の取引において送受信されたものであることから、これが公になると、当該事業者に対して取引先から秘密保持に懸念が持たれるなど、法人の社会的評価が損なわれるおそれがあり、全体として非公開情報に当たると主張している。

しかしながら、関係事業者の名称やメールアドレス等の情報について非公開とすれば、当該事業者を特定することはできないものと言え、文書の全体が非公開情報に該当すると判断すべき事情はない。

したがって、関係事業者の電子メールは、条例第6条第2号アに該当するものとは認められない。

(3) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号について

条例第6条第3号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧または捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味しており、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」と規定しているのは、同号に規定する情報については、その性質上、公開・非公開の判断に際し犯罪等に関する将来予測についての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、実施機関の第一次判断権を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうかを判断するのが適当であるとの趣旨であると解される。

イ 非公開部分の条例第6条第3号該当性について（別表2の「非公開理由」欄の「3号」欄に○のあるもの）

実施機関は、警察での事情聴取等に係る復命書には、供述調書と重複する内容が記載されており、公にすれば、捜査の手法が明らかになる等の犯罪捜査、公訴の維持その他

の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかしながら、本件不法投棄事案については、既に不法投棄者に係る刑事裁判の判決が確定しているとのことである。

また、当審査会が見分したところ、当該復命書は、実施機関の職員が警察から聴取された内容を復命したものに過ぎず、何ら警察における捜査の手法等が具体的に記載されているものではない。

これらのことからすると、当該文書を公にしたとしても、現時点において本件不法投棄事案に係る捜査等に支障が生じることはなく、また、将来における警察の犯罪捜査等に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の判断に合理性があるものとは言えない。

したがって、当該情報は、条例第6条第3号に該当するものとは認められない。

(4) 条例第6条第6号該当性について

ア 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

イ 非公開部分の条例第6条第6号該当性について（別表2の「非公開理由」欄の「6号」欄に○のあるもの）

(ア) 関係者の事情聴取の内容および関係者から任意で提供を受けた資料

実施機関は、関係者の事情聴取の内容および関係者から任意で提供を受けた資料(以下「事情聴取の内容等」)を公にすれば、今後、実施機関が行う同種の調査において、調査の相手方が協力をしなくなるおそれがあり、また、調査の手法等が調査対象者以外の者にも明らかになることで、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるなど、廃棄物処理法等に基づく調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかしながら、当該情報は、実施機関として特に秘密を要するような調査の手法や技術等が示されたものではなく、本件不法投棄事案に際して実施機関が作成した記録および取得した資料に過ぎないものであって、これを公にすることにより、今後の実施機関における調査の適正な遂行に支障があるものとは認め難い。

また、当該文書を公にすることで、将来、別の事案において対象者の協力が得られなくなるといったことは、通常、想定し難いものと言わざるを得ず、実施機関の主張するおそれは、抽象的な可能性に過ぎないものであると判断される。

したがって、事情聴取の内容等は、条例第6条第6号に該当するものとは認められ

ない。

(イ) 鴨川以外に木くずが運搬された都道府県名および鴨川から撤去された木くずの搬出先の都道府県名ならびに当該都道府県の担当部署名、担当職員の役職および氏名

実施機関は、鴨川以外に木くずが運搬された都道府県名および鴨川から撤去された木くずの搬出先の都道府県名ならびに当該都道府県の担当部署名、担当職員の役職および氏名（以下「関係都道府県名等」という。）は、これを公にすると、風評等により関係都道府県において混乱が生じることで、これに対応する業務が増大するなど当該都道府県における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、当該都道府県との協力関係や信頼関係を損なうことで、今後の実施機関における産業廃棄物行政に支障が生じるおそれがあるとともに、関係行政機関における調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかしながら、一般に、社会的に関心が高い情報を公にした場合に、住民への対応等で一時的に行政機関の業務が増大することがあり得るとしても、それは行政機関として受忍せざるを得ないものであって、条例の保護に値するものとは言えず、実施機関の主張するおそれは抽象的な可能性に過ぎないものである。

また、実施機関は、関係行政機関の調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについても主張しているところであるが、先例答申においても指摘したとおり、調査の進捗状況、公開によって生じる支障の内容等について具体的な説明が認められない以上、こうした主張は採用できないものである。

これらの情報は、本件不法投棄事案における最も基礎的かつ重要な情報のひとつであると言え、県民等が高い関心を寄せるものであることに鑑みれば、実施機関として積極的に説明責任を果たすべきであると考えられる。

したがって、関係都道府県名等は、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

(ウ) 関係地方公共団体における調査に係る復命書、関係地方公共団体との電話・電子メールの記録および関係地方公共団体からの提供資料

実施機関は、関係地方公共団体における調査に関する復命書、関係地方公共団体との電話・電子メールの記録および関係地方公共団体からの提供資料（以下「調査に係る復命書等」という。）は、これらを公にすると、当該地方公共団体との協力関係や信頼関係を損なうおそれがあり、ひいては今後、円滑な協力が得られなくなることで実施機関の産業廃棄物行政に支障が生じるおそれがあると主張している。

確かに、当該文書が、関係地方公共団体の発言が記載された文書や当該団体自身が作成した資料を含むものであったことを考慮すれば、実施機関において、これを公開することを躊躇したことは理解できなくはない。

しかしながら、非公開情報ではない情報を公にしたとしても、関係地方公共団体の

信頼関係を損ねるおそれがあるとは考え難く、実施機関からは、支障が生じる理由や内容などについて具体的な説明はないものである。

また、仮に、公開によって関係地方公共団体における実施機関に対する心証を害するおそれがあり得るとしても、行政機関においては、あくまで法令等に基づき業務が行われるものであって、実施機関の主張するおそれは抽象的な可能性に過ぎないものである。

したがって、調査に係る復命書等は、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

(エ) 国との協議に係る復命書

実施機関は、国との協議に係る復命書における非公開部分を公にすると、実施機関と国との協力関係が損なわれるおそれがあるとともに、国の今後の放射能汚染対策事業の円滑な実施に影響を与えるおそれがあると主張している。

しかしながら、実施機関からは、こうした支障が生じる理由や内容についての具体的な説明はなく、実施機関の主張するおそれは、抽象的な可能性に過ぎないものと判断される。

したがって、当該非公開部分は、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

(オ) その他の部分

実施機関は、上記の(ア)から(エ)以外の部分についても、条例第6条第6号を理由に非公開としていることが認められる。

しかしながら、実施機関からは、こうした部分について具体的な説明はなく、当該情報を公にしたとしても、実施機関の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと判断することはできない。

したがって、当該部分は、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

(5) 条例第37条該当性について

ア 条例第37条について

条例第37条は、刑事訴訟に関する書類および押収物については、条例の規定を適用しないことにしたものである。

これは、刑事訴訟法第47条では、訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならないとされていること、また、刑事被告事件に係る訴訟の記録に関しては、刑事確定訴訟記録法により閲覧に関し必要な事項が定められていることなど、刑事訴訟に関する書類については、刑事訴訟手続の制度において取扱いが定められていることによるものである。

イ 本件対象公文書の条例第37条該当性について(別表2の「非公開理由」欄の「適用除外」欄に○のあるもの)

実施機関は、捜査関係事項照会書、同回答書、告発状および添付資料ならびに処分通知書（以下「捜査関係事項照会書等」という。）について、条例第 37 条の規定により条例が適用されないものであるとしている。

これらの文書は、刑事訴訟法の規定に基づき、刑事訴訟手続における捜査活動において作成、取得されたものや当該捜査の端緒となった告発の内容を示すものとして訴訟記録の一部として保管されるものなどであると認められ、いずれも条例第 37 条に規定する「訴訟に関する書類」に該当するものであると言える。

したがって、捜査関係事項照会書等は、条例第 37 条の規定により条例の適用が除外されるものであると認められる。

4 付言

本件決定通知書においては、「公文書の公開をしない理由」が単なる条例の条文の引き写しとなっており、こうしたものは、条例第 10 条第 3 項の規定が要求する理由付記としては十分なものとは言えない。この点については、先例答申においても、同様の指摘を行っていたところであるが、なおこのような対応がなされていることは遺憾である。

また、本件処分においては、決定通知書の「公文書の公開をしない部分」に記載がないにもかかわらず非公開とされている情報が認められるほか、理由説明書においても、非公開部分および非公開理由の記載がないものが多数認められるなど、どの情報を具体的にどのような理由によって非公開としたのかが判然としないものが散見されたところである。

本件公開請求に係る対象公文書は大量であり、またその内容が多岐にわたるものであったことからすれば、本件処分にあたっては、実施機関において相当の労力を要したものと史料されるところである。しかしながら、非公開とする部分および当該部分を非公開とする理由については、処分を行う時点において十分に検討されなければならないものであって、諮問を行う以上、実施機関には、当審査会に対して説明を尽くす責任があると言ふべきである。

実施機関においては、今後、このようなことがないよう、諮問にあたっては当審査会に対する丁寧かつ正確な説明に努めるとともに、条例の趣旨を十分に理解した上で、より一層の慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

5 結論

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第 6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成27年 8 月17日	・実施機関から諮問を受けた。
平成27年10月 7 日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年11月12日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成28年 5 月27日 (第245回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成28年 6 月24日 (第246回審査会)	・事案の審議を行った。
平成28年 7 月25日 (第247回審査会)	・事案の審議を行った。
平成28年 8 月26日 (第248回審査会)	・事案の審議を行った。
平成28年 9 月21日 (第249回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成28年10月17日 (第250回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成28年11月21日 (第251回審査会)	・事案の審議を行った。
平成28年12月19日 (第252回審査会)	・事案の審議を行った。
平成29年 1 月11日 (第253回審査会)	・事案の審議を行った。
平成29年 2 月16日 (第254回審査会)	・事案の審議を行った。
平成29年 3 月15日 (第255回審査会)	・答申案の審議を行った。

別表 1

(1) 条例第6条第1号該当性

非公開部分	頁	公開すべき部分	備考
個人に関する情報（特定の個人を識別することができるもの）	86	「4」2行目 11 字目から 13 字目、「5」（個人の氏名を除く）	
	87	「その他」3行目（個人の氏名を除く）	
	168	全部	※
	315	役職名	
	466	氏名および住所以外の部分	※
	560	全部	※
	1256	1 行目から 2 行目（個人の氏名を除く）	※
	1431	「(31)」（個人の氏名を除く）	
	1568	6 行目（個人の氏名を除く）	
	1700	車種等	※
	1743	「マニフェスト」説明	※
	1744	説明	※
	1750	車種	※
	1757	「3」3行目から5行目	
	1778	「3」1行目（15 字目から 19 字目を除く）、3 行目（個人の氏名を除く）	
	1779	「(2)」、「(3)」（個人の氏名を除く）	
	1834	17 行目、22 行目、31 行目	
	1835	10 行目以外の部分（個人の氏名を除く）	
	1924	1 行目	※
	1974	「1」6 行目、「2」2 行目、9 行目、「3」2 行目（個人の氏名を除く）	※
	1982	「3(1)」、「4」1 行目、4 行目（個人の氏名を除く）、車種	
	1983	9 行目から 12 行目（個人の氏名を除く）	
	1984	説明	
	2026	インターチェンジ名	
	2039	「備考」1 行目	※
	2162	「来庁の趣旨」1 行目（事業者の名称以外の部分）	
	2169	「概要」3 行目、5 行目、12 行目、14 行目（事業者の名称以外の部分）	※
	2171	4 行目	
	2175	2 行目	※
	2220	職業	
	2334	役職名	
	—	都道府県の職員の氏名	
	—	地方公共団体・地域等の名称	
—	地縁団体の役職名		
関係者の発言記録および提出資料	—	全部（特定の個人を識別することができる情報および法人等に関する情報を除く）	※

(2) 条例第6条第2号ア該当性

非公開部分	頁	公開すべき部分	備考
事業者が特定される情報	91	2 行目（個人の氏名以外の部分）	
	168	全部	※
	430	「3(2)」（個人の氏名以外の部分）	※
	434	「(2)」	
	435	全部	
	456	全部	
	457	全部	
	458	行程 1 日目の 4 項目目	

560	全部	※
653	「1」5行目5字目から6字目、6行目15字目から22字目、27字目から29字目、7行目24字目から30字目	
1120	本文1行目の団体名	
1130	9行目	
1136	「4(2)」1行目	
1174	金額	
1269	「2」4行目19字目から31字目、6行目8字目から17字目、8行目	
1332	「(4)」3行目から15行目、「(6)」5行目から11行目、13行目	
1333~1334	撮影日時、説明(事業者の名称を除く)	※
1502	「a」1行目から4行目、「b」1行目から6行目、「c」1行目から3行目(事業者の名称を除く)	
1503	1行目から2行目、「(2)」	
1504	説明	
1506	業者名、担当者、住所および電話番号以外の部分	
1507	個人の氏名、事業者の名称および電話番号以外の部分	
1508	全部	※
1514	「7(1)」、「(2)①」2行目、「(2)②」1行目、「8」項目名	
1532~1536	撮影日時、説明(事業者が特定される情報を除く)	
1590	「イ」3行目、8行目	
1591	3行目、14行目、34行目、38行目	
1592	7行目	
1594~1596	撮影日時、説明	
1597	「1」	
1598~1600	撮影日時、説明	
1673	「(4)(1)」25字目から26字目、36字目から38字目、「(4)(3)」1行目23字目以降、2行目から4行目、8行目	
1679	説明	
1700	車種等	※
1741	「(2)」6行目から7行目(6行目1字目から5字目を除く)、8行目から10行目(8行目1字目から5字目を除く)	
1742	14行目から17行目、23行目	
1743	「manifesto」説明	※
1744	説明	※
1750	「場所①」3行目から9行目(事業者の名称を除く)	
1753	車種	※
1760~1761	個人の氏名および事業者の名称以外の部分	
1769~1770	撮影日時、説明	
1771	全部(事業者の名称を除く)	
1829	全部(事業者の名称を除く)	
1924	1行目	※
1945	郵便局名	※
1949	郵便番号	※
1970	路線名	※
1984	説明	
2016	6行目(事業者の名称を除く)	
2026	インターチェンジ名	
2029	最寄り駅以外の経由駅名	※
2040	鉄道会社名	
2259	全部	
2264	「7」1行目、4行目から6行目(4行目の1字目から	

		8字目を除く)	
	2265	3行目、12行目、14行目、27行目から30行目	
	2267～2268	全部	
	2270～2271	撮影日時	
	2286	地名	※
	2328	4行目、9行目	
	2333	「検索条件」および「結果」以外の部分	
	2360	個人の氏名および事業者の名称以外の部分	
	2365～2366	個人の氏名および事業者の名称以外の部分	
	2367	説明（事業者の名称を除く）	
	2368～2371	個人の氏名および事業者の名称以外の部分	
	2372～2373	撮影日時、説明	
	2407	「⑤」2行目（事業者の名称を除く）	
	2408	40行目から42行目（事業者の名称を除く）	
	2409	「(3)」	
	2440	金額	
	2441	全部（事業者の名称を除く）	
	2455	地名	※
	2488	全部（事業者の名称を除く）	
	2562	全部（事業者の名称を除く）	
	2603～2606	撮影日時、説明	
	2625～2633	説明（事業者の名称を除く）	※
	—	地方公共団体の名称（事業者の所在地）	
	—	関係事業者以外の事業者の名称	
関係事業者の電子メールの内容	—	全部（特定の個人を識別することができる情報および法人等に関する情報を除く）	※

(3) 条例第6条第3号該当性

非公開部分	頁	公開すべき部分	備考
警察での事情聴取等に 係る復命書	—	全部（特定の個人を識別することができる情報および法人等に関する情報を除く）	

(4) 条例第6条第6号該当性

非公開部分	頁	公開すべき部分	備考
関係者の事情聴取に係 る記録等	—	全部（特定の個人を識別することができる情報および法人等に関する情報を除く）	
関係都道府県名等	—	全部	
関係地方公共団体との 調査に係る復命書等	—	全部（特定の個人を識別することができる情報および法人等に関する情報を除く）	
国との協議に係る復命 書	—	全部（特定の個人を識別することができる情報および法人等に関する情報を除く）	
上記以外の部分	—	全部（特定の個人を識別することができる情報および法人等に関する情報を除く）	

- ・ 頁数は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁のものである。
- ・ 「頁」欄に「—」のある部分は、対象公文書全体において対象とするものである。
- ・ 「備考」欄に「※」のある部分は、以後の頁において同種の情報が記載されている場合について、同様に公開すべきものである。

別表 2

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
1	1～	【復命書】 (平成25年8月29日) 高島市鴨川河川堤防木質 チップ事案 経緯記録1 (H25/8/27～H25/8/29)	個人の氏名、役職名、住所、連絡先	○				
			法人等団体の名称、所在地、電話番号、FAX番号		○			
2	14～	【復命書】 (平成25年9月3日) 高島市鴨川河川堤防木質 チップ事案 経緯記録2 (H25/8/30～ H25/9/3)	個人の氏名、役職名、住所、携帯電話番号	○				
			法人等団体の名称、所在地、電話番号		○			
3	21～	【復命書】 (平成25年9月4日) 鴨川木材チップ関係者からの 聞き取り結果	個人の氏名、役職名、住所、携帯電話番号、財産の状況、心身の状況	○				
			法人等団体の名称、所在地、電話番号、メールアドレス、事業内容、船名		○			
4	27～	【環境省報告メール】 高島市鴨川河川敷等における 木質チップ敷設事案について	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地		○			
5	35～	【事務連絡】 (平成25年9月9日) 高島市鴨川河川敷等における 木材チップ無断敷設事案 に係る情報提供について						
6	45～	【回議書】 (平成25年9月10日) 不適正事案にかかる関係者の 住民票交付申請について	個人の氏名、住所	○				
			住民票		○			
7	50～	【回議書】 (平成25年9月11日) 不適正事案にかかる関係会 社の法人登記交付申請につ いて	法人等団体の名称、所在地、会社法人番号、公告をする方法、会社成立の年月日、目的、発行可能株式数、発行済株式の総数ならびに種類および数、資本金の額、株式の譲渡制限に関する規定、役員の住所、登記記録に関する事項、管轄法務局			○		
			履歴事項全部証明書の一部			○		
8	84～	【決裁添付文書】 (平成25年9月12日) 一級河川鴨川河川敷等にお ける木材チップの放置につ いて						

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
9	86～	【復命書】 (平成25年9月12日) 一級河川鴨川左岸管理用通路の木材チップ事情聴取について 《添付書類》 ・写真	個人の氏名、役職名、経歴、住所、携帯電話番号	○				
			法人等団体の名称		○			
			個人居宅の写真	○				
10	89～	【復命書】 (平成25年9月12日)	個人の氏名、住所、連絡先	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的、会社法人等番号、公告をする方法、会社成立の年月日、目的、発行可能株式数、発行済株式の総数ならびに種類および数、資本金の額、株式の譲渡制限に関する規定、役員 の住所、登記記録に関する事項、管轄法務局		○			
11	94～	【復命書】 (平成25年9月12日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的		○			
12	98～	【復命書】 (平成25年9月12日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			
13	103～	【復命書】 (平成25年9月12日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的、施設の処理能力、印影		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
14	109～	【復命書】 (平成25年9月12日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的、施設の処理能力、印影		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			
15	116～	【復命書】 (平成25年9月12日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的、印影、許可番号、許可の年月日、許可の有効年月日、産業廃棄物の種類、許可の更新または変更の状況		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			
16	125～	【復命書】 (平成25年9月12日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的、郵便番号、従業員数、事業所の名称、振込口座、印影		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			
16 -2	132～	【復命書】 (平成25年9月12日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的、印影、会社法人等番号、公告をする方法、発行可能株式数、発行済株式の総数ならびに種類および数、株券を発行する旨の定め、資本金の額、株式の譲渡制限に関する規定、役員住所、取締役設置会社に関する事項、監査役設置会社に関する事項、登記記録に関する事項、管轄法務局		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
17	138～	【復命書】 (平成25年9月12日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			
18	144～	【復命書】 (平成25年9月17日) 鴨川河川敷木材チップ無断放置事案の関係箇所に対する現場確認結果について	個人の氏名、役職、住所、自動車の車種・登録番号等、個人居宅の地図および写真	○				
			法人等団体の名称、所在地、自動車の車種・登録番号等法人等団体の所在地の地図および写真		○			
19	150～	【復命書】 (平成25年9月17日) 一級鴨川鴨川の河川敷および隣接地における木材チップの無断放置および放射能濃度の検査結果についての地元説明会概要						
20	166	【要請書】 (平成25年9月18日) 一級河川鴨川における不法投棄物の処理にかかる要請について						
21	167～	【復命書】 (平成25年9月20日)	個人の氏名、生年月日、住所、地名	○				
			登記事項要約書の写し、住民票の写し	○	○			
22	209～	【回議書】 (平成25年9月20日) 不適正事案にかかる関係者の戸籍謄本交付申請について	個人の氏名、住所	○				
			戸籍の全部事項証明、戸籍附票の全部証明、原戸籍の写し、改正原附票の写し	○				
23	223～	【復命書】 (平成25年9月24日)	個人の生年月日、本籍、住所、従前の住所	○				
			住民票の写し	○				
24	225～	【決裁添付文書】 (平成25年9月25日) 鴨川河川敷等における木材チップ無断放置に係る公開質問書に対する回答案について	個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス	○				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
25	233～	【回議書】 (平成25年9月26日) 不適正事案にかかる関係会社の法人登記交付申請について	法人等団体の名称、所在地、会社法人等番号、公告をする方法、会社成立の年月日、目的、発行可能株式総数、発行済株式の総数ならびに種類および数、株式を発行する旨の定め、資本金の額、株式の譲渡制限に関する規定、役員に関する事項、取締役会設置会社に関する事項、監査役会設置会社に関する事項、登記記録に関する事項、管轄法務局、解散の事由		○			
			履歴事項全部証明書の一部、閉鎖事項全部証明書の一部		○			
26	292～	【復命書】 (平成25年9月27日)	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、業務		○			
			法人代表者名刺画像、法人ホームページ抜粋、履歴事項全部証明書の写し、閉鎖事項全部証明書の写し	○	○			
27	311～	【復命書】 (平成25年9月28日) 堺井瑤環部長鴨川事案現地視察						
28	315～	【復命書】 (平成25年10月1日)	個人の氏名、役職名、住所、写真	○				
			法人等団体の名称		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
29	318～	【復命書】 (平成25年10月3日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、業務、会社法人等番号、公告を する方法、会社成立の年月日、目的、発行可能株式総数、発行済株式の総数 ならびに種類および数、株式を発行する旨の定め、資本金の額、株式の 譲渡制限に関する規定、役員に関する事項、取締役会設置会社に関する 事項、監査役設置会社に関する事項、登記記録に関する事項、管轄法務 局、解散の事由		○			
			法人案内板写真、法人所在案内図写し、インターネット検索抜粋、履歴事項 全部証明書写し、閉鎖事項全部証明書の写し		○			
30	396～	【供覧】 (平成25年10月3日) 鴨川木材チップ事案概要の 林野庁への情報提供について	個人の氏名、役職	○				
			法人等団体の名称、所在地、代表者名、事業内容		○			
			林野庁からの情報提供の内容				○	
31	399～	一級河川鴨川敷における木材チップの敷設に係る聴取票	個人の氏名、役職、生年月日、電話番号、関係者写真	○				
			法人等団体の名称、所在地、郵便番号、電話番号、FAX番号、ロゴマーク、ホームページアドレス、営業所名、支店名、印影、口座情報		○			
32	405～	【環境省提出要望】 (平成25年10月8日) 放射性物質により汚染された木材チップの処理に関する支援について						
33	410～	【回議書】 (平成25年10月4日) 週刊誌掲載記事に対する抗議および訂正について	個人の氏名、肩書	○				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
34	415～	【復命書】 (平成25年10月11日)	個人の氏名、住所、生年月日、本籍地、家族構成等	○				
			戸籍の全部事項証明書、戸籍附票の全部証明書、原戸籍、改正原附票の写し	○				
35	424～	【復命書】 (平成25年10月11日)	個人の氏名、住所、生年月日、本籍地、家族構成等	○				
36	428～	【要請書】 (平成25年10月15日) 一級河川鴨川における放射能汚染された木材チップの不法投棄に対する緊急要請について						
37	430	【調査計画】 (平成25年10月15日) 東京栃木方面調査計画	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、電話番号		○			
			行動計画				○	
38	431～	【復命書】 (平成25年10月18日) 鴨川木材チップ無断放置事案にかかる環境省協議の概要について	法人等団体の名称		○			
			協議、助言内容				○	
39	433～	【復命書】 (平成25年10月20日) 福島県調査について	法人等団体の名称、所在地、調査場所、調査内容		○			
			調査経緯等				○	
40	449	【調査計画】 (平成25年10月20日) 福島（2）方面調査計画						
41	450	【調査計画】 (平成25年10月20日) 栃木（2）東京（2）方面調査計画	個人の氏名、予定	○				
			法人等団体の名称、所在地、最寄り駅の名称		○			
42	451～	【復命書】 (平成25年10月21日) 福島（2）方面調査	個人の氏名、雑誌の名称	○				
			法人等団体の名称		○			
42-2	453～	(平成25年10月22日) 聞き取りメモ	個人の氏名	○				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
43	456～	【復命書】 (平成25年10月22日) 福島(2)方面調査	法人等団体の名称、調査場所、調査内容		○			
44	458	【調査計画】 (平成25年10月24日) 《振替調査》○○方面 (1)調査計画	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称、所在地、行程		○			
45	459～	【回議書】 (平成25年10月25日) 高島市下小川の放射能汚染された木材チップの不法投棄に関する要望書の回答について	個人の氏名、住所、電話番号、印影	○				
			賛同者署名簿	○				
46	501	【要望書】 (平成25年10月25日) 一級河川の鴨川河川敷に放置された放射性物質を含む木材チップ問題に関して滋賀県の行政行為に対するの付近住民の要望等について	個人の氏名	○				
47	502～	【回答書】 (平成25年10月25日) 一級河川鴨川における放射能汚染された木材チップの不法投棄に対する緊急要請について(回答)	—					
48	510～	【復命書】 (平成25年10月27日) 福島県方面(2)調査について(追加・補足報告)	法人等団体の名称、所在地		○			
49	512	【調査計画】 (平成25年10月27日) 《振替調査》千葉～神奈川方面(1)調査計画	個人の氏名、住所、前住所、最寄り駅	○				
			法人等団体の名称、所在地、最寄り駅		○			
50	513～	【復命書】 (平成25年10月27日) 東京方面調査について	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、電話番号、貸借場所、印影、FAX番号、口座情報、自動車登録番号、車台番号、カスタマーコード		○			
50-2	535～	(平成25年10月31日) 本件不法投棄者との面談(第3回)の結果概要	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
51	537～	【要望書】 (平成25年11月1日)	印影		○			
52	539～	【復命書】 (平成25年11月1日)	個人の氏名、電話番号	○				
			法人等団体の名称、所在地、電話番号、台切場所、自動車登録番号、返却場所		○			
53	554～	【決裁添付文書】 (平成25年11月1日) 不適正事案にかかる関係車両の登録事項証明書交付申請について	自動車登録番号、所有者の住所、登録年月日/交付年月日、初度登録年月、社名、型式、原動機の形式、自動車の種別、用途、自家用・事業用の別、車体の形状、総排気量または定格出力、燃料の種類、形式指定番号、類別区分番号、乗車定員、車両重量、車両総重量、長さ、幅、高さ、前軸重、後軸重、有効期間の満了する日、請求に係る自動車登録番号または車両番号、備考	○	○			
			登録事項等証明書	○	○			
53-2	577～	【復命書】 (平成25年11月5日) ○○氏(通報者)の再事情聴取概要 《添付資料》 ・○○氏の事情聴取事項	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称、船舶名		○			
54	581～	【復命書】 (平成25年11月5日) 《添付書類》 ・メール送受信の写し	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称		○			
			メール送受信の写し	○	○			
55	614～	【回議書】 (平成25年11月5日) 不法投棄等事案対応支援業務協力要請書の提出について	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地		○			
			調査内容等				○	

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
55 -2	635～	(平成25年11月6日) 本件不法投棄者との面談 (第4回)の結果概要	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称		○			
56	638～	【復命書】 (平成25年11月6日)	法人等団体の名称、所在地、自動車登録番号		○			
			登録事項等証明書の写し		○			
57	641～	【復命書】 (平成25年11月6日)	法人等団体の名称、所在地、自動車登録番号		○			
			登録事項等証明書の写し		○			
58	647～	【復命書】 (平成25年11月6日)	個人の住所、所有車種等、自動車登録番号、所有者の住所、登録年月日/交付年月日、初度登録年月、社名、型式、原動機の形式、自動車の種別、用途、自家用・事業用の別、車体の形状、総排気量または定格出力、燃料の種類、形式指定番号、類別区分番号、乗車定員、車両重量、車両総重量、長さ、幅、高さ、前前軸重、後後軸重、有効期間の満了する日、請求に係る自動車登録番号または車両番号、備考	○				
			法人等団体の名称、所在地、所有車種等、自動車登録番号		○			
			登録事項等証明書の写し		○			
59	650～	【復命書】 (平成25年11月8日) 現場試料のサンプリングについて	法人等団体の名称		○			
60	653～	【復命書】 (平成25年11月6日)	個人の氏名、役職名、住所、所有車種等、自動車登録番号	○				
			法人等団体の名称		○			
			登録事項等証明書の写し	○				
61	655～	【回議書】 (平成25年11月11日) 不適正事案にかかると関係合	法人等団体の名称、所在地		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
61	659	不適正事案にかかる関係会社等の法人登記交付申請について	閉鎖事項全部証明書、履歴事項全部証明書		○			
62	694～	【復命書】 (平成25年11月11日)	個人の氏名、役職	○				
			法人等団体の名称、所在地、自動車登録番号		○		○	
63	696～	【復命書】 (平成25年11月11日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、営業所名、電話番号、自動車登録番号、車枠の場所、印影		○			
			メールの送受信、普通預金口座	○	○			
64	712～	【回議書】 (平成25年11月11日) 不適正事案にかかる関係者の住民票交付申請について	個人の氏名、住所	○				
			住民票の写し	○				
65	717～	【報告書】 (平成25年11月11日) 現場試料のサンプリングについて						
66	723～	【要望書】 (平成25年11月11日) 高島市鴨川河口河川敷に不法投棄された放射能に汚染された木材チップの全量撤去に関する市民からの要望書	個人の氏名、住所、電話番号	○				
67	734	【供覧】 (平成25年11月12日) 高島鴨川木材チップ事案の対応の件について	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称、電話の内容		○			
			電話の内容				○	
68	735～	【供覧】 (平成25年11月12日) メール打ち出し書面	法人等団体の名称、所在地		○			
			パーク処理の状況、木材チップ放置に至る経緯等				○	
			個人の氏名、印影	○				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
69	737～	【復命書】 (平成25年11月13日)	法人等団体の名称、所在地、郵便番号、電話番号、FAX番号、印影、許可番号、許可の年月日、許可の有効期間、事業の区分、産業廃棄物の種類、許可の更新または変更の状況、中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類、事業の要に供する施設、処分施設の処理能力		○			
			印鑑証明書、地図、名刺写し	○	○			
70	1120	【供覧】 (平成25年11月13日) 高島鴨川木材チップ事案の 対応の件について	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称、電話の内容		○			
			電話の内容				○	
71	1121～	【復命書】 (平成25年11月13日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的、印影		○			
			名刺の写し	○				
					○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			
72	1129～	【復命書】 (平成25年11月13日)	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、業務		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
73	1136～	【調査計画】 (平成25年11月13日)	法人等団体の名称、所在地、電話番号、最寄り駅、調査内容		○			
			地図		○			
74	1138～	【復命書】 (平成25年11月14日)	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			
75	1142～	【復命書】 (平成25年11月14日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			
76	1147～	【復命書】 (平成25年11月14日)	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			
77	1151～	【復命書】 (平成25年11月14日)	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的、処分施設の処理能力、印影、郵便番号、電話番号		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			
78	1158～	【復命書】 (平成25年11月20日)	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的、写真		○			
			履歴事項全部証明書の写し、閉鎖事項全部証明書の写し		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
79	1171～	【復命書】 (平成25年11月20日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、口座情報、預金残高、印影、郵便番号、電話番号		○			
80	1189～	【回議書】 (平成25年11月20日) 不適正事案にかかる関係者の戸籍謄本交付申請について	個人の氏名、本籍地	○				
			戸籍の全部事項証明、戸籍附票の全部証明、原戸籍の写し	○				
81	1196～	【回議書】 (平成25年11月21日) 不適正事案にかかる関係会社等の法人登記交付申請について	法人等団体の名称、所在地		○			
			閉鎖事項全部証明書、履歴事項全部証明書		○			
82	1241～	【報告書】 (平成25年11月21日) 高島土木事務所「京都市民環境研究所の木材チップ線量測定同行結果について(復命)」等の入手について	個人の氏名、電話番号	○				
83	1246～	【回議書】 (平成25年11月22日) 一級河川鴨川における放射能汚染された木材チップの早期撤去について						
84	1249～	【回議書】 (平成25年11月25日) 一級河川鴨川における放射能汚染された木材チップの早期撤去についての要請に対する回答について						
85	1251	【回答文】 (平成25年11月25日) 高島市鴨川河口河川敷に不法投棄された放射能に汚染された木材チップの全量撤去に関する市民からの要望書について(回答)	個人の氏名	○				
86	1252～	【決裁添付文書】 (平成25年11月26日) 県政eしんぶん報道資料の承認依頼について	個人の氏名、役職名	○				
87	1257～	【復命書】 (平成25年11月26日) 一級河川鴨川の河川敷およびその周辺に無断放置された木材チップの放射能濃度の検査結果について(資料提供)	個人の氏名、役職名	○				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
88	1264～	【決裁添付文書】 (平成25年11月26日) 捜査関係事項照会書に対する回答について	回答文、捜査関係事項照会書					○
89	1267～	【意見書】 (平成25年11月27日) 意見書の提出について						
90	1269～	【復命書】 (平成25年11月28日)	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的		○			
			履歴事項全部証明書の写し、ホームページの写し		○			
91	1315～	【復命書】 (平成25年11月28日) 現場試料のサンプリングについて	個人の氏名	○				
			法人の名称		○			
92	1329	【通知文】 (平成25年11月29日) 支援決定通知書						
93	1330～	【復命書】 (平成25年11月30日) 群馬県内施設調査	個人の氏名、役職	○				
			法人等団体の名称、郵便番号、所在地、電話番号、法人所有車種等、自動車等登録番号、調査内容		○			
			写真	○	○			
94	1335～	【復命書】 (平成25年12月5日) 産業廃棄物処理施設の確認調査について	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、電話番号、FAX番号、処理能力、許可番号等、調査確認の内容		○			
			調査時入手資料		○			
95	1341～	【復命書】 (平成25年12月5日)	個人の氏名、生年月日、住所、本籍地、家族構成等	○				
			戸籍謄本、附票および原戸籍の写し	○				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
96	1347～	【伺い】 (平成25年12月5日) 不法投棄専門家支援事業 「滋賀県(高島市)事案」 に係る助言会議	個人の氏名、役職、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地		○			
			調査内容				○	
			関係会社概要		○			
97	1396～	【回議書】 (平成25年12月5日) 一級河川鴨川における放射 能汚染された木材チップの 早期撤去について						
98	1403～	【決裁添付文書】 (平成25年12月5日) 不適正事案にかかる関係者 の住民票交付申請について	個人の氏名、住所	○				
			住民票	○				
99	1407～	【決裁添付書類】 (平成25年12月5日) 一級河川鴨川およびその周 辺における木材チップの原 状回復計画について						
100	1412～	【資料提供】 (平成25年12月5日) 一級河川鴨川およびその周 辺における木材チップの原 状回復計画について						
101	1416～	一級河川鴨川及びその周 辺の木材チップ等に関する原 状回復計画(案)						
102	1422～	【復命書】 (平成25年12月9日) 一級河川鴨川およびその周 辺における木材チップの事 案に関する地元説明会	個人の氏名、居住地先 名、写真	○				
103	1437～	【回議書】 (平成25年12月12日) 不適正事案にかかる関係会 社の法人登記交付申請につ いて	法人等団体の名称、所在 地		○			
			履歴事項全部証明書		○			
104	1440～	【回議書】 (平成25年12月13日) 一級河川鴨川およびその周 辺における木材チップ等 に関する河川管理用通路等 の復旧計画について	法人等団体の名称、所在 地、代表者名、連絡先、 作業工程の実施当事者		○			
			印鑑証明書の写し、履歴 事項全部証明書の写し		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
105	1448	【資料提供】 (平成25年12月13日) 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップ等に関する河川管理用通路等の復旧計画の実行について	公用携帯電話番号				○	
106	1449～	【決裁添付文書】 (平成25年12月13日) 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップ等に関する河川管理用通路等の復旧計画の実行について	公用携帯電話番号				○	
107	1452～	【復命書】 (平成25年12月13日) 不適正事案に係る関係者の法人登記簿（履歴事項全部証明書）について	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的、資本金の額、法人番号、登記に関する事項		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			
108	1454～	【復命書】 (平成25年12月16日)	個人の氏名、役職名、住所、生年月日、本籍、家族構成等	○				
			法人等団体の名称		○			
			住民票の写し	○				
109	1457～	【復命書】 (平成25年12月16日) 不法投棄専門家支援事業に係る助言会議	個人の氏名、携帯電話番号	○				
			法人等団体の名称		○			
			助言内容、注意事項				○	
110	1461～	【決裁添付文書】 (平成25年12月16日) 商号登記簿謄本（全部証明書）の交付申請について	法人等団体の名称、所在地		○			
			履歴事項全部証明書		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
111	1470	【復命書】 (平成25年12月19日) 不適正事案に係る関係者の 法人登記簿(履歴事項全部 証明書)について	個人の氏名、役職名、住 所	○				
			法人等団体の名称、所在 地、設立年月日、目的、 資本金の額、会社法人等 番号、登記記録に関する 事項		○			
			履歴事項全部証明書の写 し		○			
112	1471	【復命書】 (平成25年12月19日) 不適正事案に係る関係者の 法人登記簿(履歴事項全部 証明書)について	個人の氏名、役職名、住 所	○				
			法人等団体の名称、所在 地、設立年月日、目的、 資本金の額、会社法人等 番号、登記記録に関する 事項		○			
			履歴事項全部証明書の写 し		○			
113	1472～	【復命書】 (平成25年12月19日)	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称、所在 地、施設の処理能力、処 理状況		○			
			産業廃棄物処分業者の処 理状況報告書		○			
114	1498～	【決裁添付文書】 (平成25年12月19日) 不適正事案にかかる関係者 の住民票交付申請について	個人の氏名、住所	○				
			住民票の写し	○				
115	1502～	【復命書】 (平成26年1月8日) 福島県内における処分状況 調査	調査場所、法人等団体の 名称、調査内容、写真等		○		○	
			受入先聞き取り結果(一 覧表)、業者情報詳細		○		○	
116	1514～	【復命書】 (平成26年1月8日) 高島市鴨川事案放置木材 チップに係る調査	法人等団体の名称、所在 地(所在地が特定しうる 情報を含む。)、写真の 一部		○			
117	1520～	【決裁添付文書】 (平成26年1月14日) 登記事項等証明書の交付申 請について	自動車登録番号、車両登 録番号	○	○			
			登録事項等証明書、車両 照会	○	○			
		【復命書】	個人の氏名	○				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
118	1528～	【復命書】 (平成26年1月15日) 県外調査(栃木県・群馬県方面)	法人等団体の名称、所在地(所在地を特定しうる情報を含む。)、口座情報、自動車登録番号		○			
			写真	○	○			
119	1540～	【決裁添付文書】 (平成26年1月16日) 住民票の交付申請について	個人の氏名、住所	○				
			住民票の写し	○				
120	1550～	【回議書】 (平成26年1月15日) 滋賀県高島放射性チップ問題県庁アクション実行委員会質問・要望に対する回答について	個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス	○				
121	1556～	【回議書】 (平成26年1月20日) 子どもたちを放射能から守る関西ネットワークからの要望書に対する回答について	個人の氏名、住所、電話番号	○				
122	1563～	【回議書】 (平成26年1月20日) 「見張り番<滋賀>」他2団体からの要望書に対する回答について	個人の氏名、肩書、住所、電話番号	○				
123	1570	(平成25年1月23日) 調査計画	法人等団体の名称、所在地、調査場所		○		○	
124	1571～	【復命書】 (平成26年1月23日) 福島県からの問合せに対する対応について	問合せ経緯等				○	
125	1573～	【復命書】 (平成26年1月24日) 滋賀県高島放射性チップ問題県庁アクション実行委員会代表者との対応結果	個人の氏名	○				
126	1576～	【回議書】 (平成26年1月29日) 「見張り番<滋賀>」他2団体からの公開質問状に対する回答について	個人の氏名、住所、電話番号	○				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
127	1589～	【復命書】 (平成26年1月30日) 搬出先確認調査(群馬県方面)	法人等団体の名称、所在地(所在地を特定しうる情報を含む。)、自動車登録番号		○			
			地図、写真		○			
128	1597～	【復命書】 (平成26年1月30日) 県外調査(山梨県方面)	調査場所、調査内容の詳細	○	○		○	
			写真、地図	○	○		○	
129	1604～	【記者会見概要】 (平成26年2月3日) 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップ等に関する河川管理用通路等復旧作業について	個人の氏名	○				
130	1623～	【決裁添付文書】 (平成26年2月3日) 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップ等に関する河川管理用通路等復旧作業について						
131	1628～	【決裁添付文書】 (平成26年2月3日) 不適正事案にかかる関係車両の登録事項等証明書交付申請について	自動車登録番号、車両登録番号	○	○			
			登録事項等証明書、車両照会	○	○			
132	1652～	【報告書】 (平成25年2月10日) 住民票の写し	個人の氏名、生年月日、住所、車種、自動車登録番号	○				
			法人等団体の名称、車種、自動車登録番号等		○			
			住民票の写し	○				
133	1659～	【調査計画】 (平成26年2月11日) 搬出先調査	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、最寄り駅		○			
			関係自治体名		○		○	
134	1662～	【回議書】 (平成26年2月13日) 放射性物質に汚染された廃棄物の円滑な処理について(要望)						

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
135	1671～	【復命書】 (平成26年2月17日) 搬出先確認調査(群馬県等 方面)	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称、所在地(所在地を特定しうる情報を含む。)、自動車登録番号		○			
			地図、写真		○			
136	1690～	【復命書】 (平成26年2月17日) 県外調査(ルート解明調査) (千葉県)	個人の氏名、役職名、携帯電話番号	○				
			法人等団体の名称(法人等団体を特定しうる情報を含む。)、所在地(所在地を特定しうる情報を含む。)、許可の内容		○			
			写真		○			
137	1700～	【報告書】 (平成26年2月18日) (車両)登録事項等証明書の 写し	個人の氏名、住所、車種等、車両登録番号	○				
			法人等団体の名称、所在地、車種等、車両登録番号		○			
			車両照会、登録事項等証明書の写し	○	○			
138	1716～	【要望書】 (平成26年2月19日) 「放射能汚染木材チップ原 状回復に関する要望書」	個人の氏名、印影、住所、電話番号	○				
			賛同者署名簿	○				
139	1740～	【復命書】 (平成26年2月21日) 県外調査(ルート解明調査 東京都方面)	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称(法人等団体の名称を特定しうる情報を含む。)、所在地(所在地を特定しうる情報を含む。)		○			
			調査結果、調査の手法		○		○	
			写真	○	○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
140	1750～	【復命書】 (平成26年2月21日) 県外調査(ルート解明調査 千葉県方面)	個人の氏名、役職、住所 (住所を特定しうる情報 を含む。)、電話番号、 車種、自動車登録番号	○				
			法人等団体の名称、所在 地(所在地を特定しうる 情報を含む。)		○			
			調査結果	○	○			
			写真	○	○			
141	1753～	【復命書】 (平成26年2月21日) 県外調査(ルート解明調 査)(東京都方面)	個人の氏名、役職名、住 所	○				
			法人等団体の名称、所在 地、車種、自動車登録番 号		○			
			写真	○			○	
142	1755～	【報告書】 (平成26年2月21日) 県外調査(ルート解明調 査)に係る業務執行妨害に ついて	個人の氏名、役職名、年 齢等、携帯電話番号	○				
			法人等団体の名称、所在 地		○			
143	1758～	【復命書】 (平成26年2月24日) 〇〇〇〇(鹿児島県)にお ける木材チップ搬入につい て	法人等団体の名称、所在 地、自動車登録番号		○			
			都道府県等名、担当部署 名、担当者名、連絡先、 調査結果				○	
			入手資料		○		○	
144	1763～	【復命書】 (平成26年2月24日) 東京都江東区有明ふ頭から 高島市への運搬について	法人等団体の名称、所在 地、自動車登録番号		○			
			写真		○			
145	1771～	【伺い】 (平成26年2月24日) 「〇〇〇〇から滋賀県高島 市へのセミトレーラーの運 行工程表」および滋賀県高 島市安曇川町下小川一級河 川鴨川河川敷に放置された 木材チップの産業廃棄物と しての判断について	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在 地、自動車登録番号		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
146	1775～	【回議書】 (平成26年2月25日) 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップの撤去作業に関する確認について	個人の氏名	○				
147	1777～	【回議書】 (平成26年3月4日) 一級河川鴨川河川管理用通路における木くずの敷設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄禁止)違反および河川法第27条第1項(土地の掘削等の許可)違反に係る刑事告発について	個人の氏名(個人の氏名が特定されうる情報を含む。)、役職名等	○				
			法人等団体の名称、所在地、営業所名、車両登録番号		○			
148	1783～	(平成26年3月4日) 告発状および添付書類	全部					○
149	1801～	【回議書】 (平成26年3月4日) 大阪・放射能ガレキ広域化差止め裁判原告団の質問・要望に対する回答について	個人の氏名、印影、郵便番号、住所、電話番号	○				
150	1809～	(平成26年3月4日) 木くずの不法投棄・告発に関する記者会見(概要詳細)	個人の氏名	○				
151	1815～	【決裁添付文書】 (平成26年3月4日) 一級河川鴨川およびその周辺における木くずの不法投棄に関する幹線管理用通路等の復旧作業の完了について						
152	1818～	【決裁添付文書】 (平成26年3月4日) 一級河川鴨川およびその周辺における木くずの不法投棄事案に関する告発について						
153	1822～	【回議書】 (平成26年3月4日) 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップ等に関する河川管理用通路等の復旧計画に基づく現場の復旧作業の完了について	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称		○			
154	1828～	(平成26年3月4日) 告発記者会見後の問合せ	個人の氏名	○				
			都道府県等名、調査方針		○		○	

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
155	1830～	【決裁添付文書】 (平成26年3月5日) 一級河川鴨川およびその周辺における木くずの不法投棄事案に関する告発の受理について						
156	1833～	〇〇との面談の結果概要	個人の氏名、肩書等	○				
			法人等団体の名称		○			
157	1836	【供覧】 (平成26年3月12日) 山梨県森林環境部環境整備課廃棄物不法投棄対策担当より照会						
158	1837～	【供覧】 (平成26年3月14日) 中日新聞の記事について (依頼)						
159	1840～	【供覧】 (平成26年3月17日) 山梨県公表資料						
160	1843～	【要望書】 (平成26年3月17日) 高島市に不法投棄された木くずに関する要望書	個人の氏名、印影、住所、電話番号	○				
			賛同者署名簿		○			
161	1881～	(平成26年3月19日) 中日新聞(滋賀版)の記事について						
162	1883～	(平成26年3月19日) 【東京事務所】山梨県木くずの新聞記事について						
163	1886～	【決裁添付文書】 (平成26年3月20日) 一級河川鴨川およびその周辺における木くずの不法投棄事案にかかる地元説明会の開催について						
164	1889～	【決裁添付文書】 (平成26年3月25日) 一級河川鴨川およびその周辺における木くずの不法投棄事案にかかる地元への報告について						
165	1892	(平成26年3月26日) 鴨川河川敷および周辺地域にかかる安全・安心のメッセージについて(資料提供後の問合せ)	個人の氏名	○				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
166	1893～	【決裁添付文書】 (平成26年3月25日) 鴨川河川敷および周辺地域にかかると安全・安心メッセージについて						
167	1897～	【決裁添付文書】 (平成26年3月25日) 「鴨川河川敷および周辺地域にかかると安全・安心メッセージ」のポスター配布について						
168	1902～	【回議書】 (平成26年3月26日) 不法投棄等事案対応支援業務成果報告書						
169	1905～	【回議書】 (平成26年3月26日) 一級河川鴨川およびその周辺における木くずの不法投棄事案に関する地元説明会(資料)について						
170	1923～	【供覧】 (平成26年4月3日) 一級河川鴨川およびその周辺における木くずの不法投棄事案に関する地元説明会(第4回)	個人の氏名、役職名、所属、居住地先	○				
			法人等団体の名称		○			
171	1939～	【供覧】 (平成26年3月27日) 滋賀県高島市 鴨川木くず不法投棄事案 安全・安心メッセージ(地元説明資料)について	個人の氏名、役職名、メールアドレス	○				
			法人等団体の名称		○			
172	1942～	【回議書】 (平成26年3月28日) 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップ等に関する河川管理用通路等の復旧計画に基づく完了報告書の提出について	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称		○			
173	1944	(平成26年3月31日) 鴨川事案・問合せ	個人の氏名、電話番号	○				
174	1945～	【復命書】 (平成26年4月7日)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、郵便番号、到着先および転送先郵便局の名称		○			
175	1950～	【決裁添付文書】 (平成26年4月9日) 不適正事案にかかると関係会社等の法人登記交付申請について	法人等団体の名称、所在地		○			
			履歴事項全部証明書		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
176	1953～	【決裁添付文書】 (平成26年4月9日) 不適正事案にかかる関係者の住民票交付申請について	個人の氏名、住所	○				
			住民票の写し	○				
177	1957～	【復命書】 (平成26年4月10日)	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、設立年月日、目的、転送先郵便局の名称		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			
178	1961～	【復命書】 (平成26年4月11日)	法人等団体の名称、到着先および転送先郵便局の名称・郵便番号・電話番号		○			
179	1963～	【回議書】 (平成26年4月13日) 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップ等に関する河川管理用通路等の復旧計画に基づく完了報告書の提出について	個人の氏名、役職名、住所、電話番号	○				
			法人等団体の名称、転送先郵便局の名称		○			
180	1967～	【回議書】 (平成26年4月14日) 不適正事案にかかる関係者の住民票交付申請について	個人の氏名、住所	○				
			住民票の写し	○				
181	1970～	【出張計画】 (平成26年4月14日)	個人の氏名、出張場所	○				
			法人等団体の名称、所在地、地図、最寄り駅、写真		○			
182	1972～	【復命書】 (平成26年4月14日)	法人等団体の名称		○			
183	1974～	【復命書】 (平成26年4月15日)	個人の氏名、生年月日、住所、役職名、本籍、家族構成等	○				
			法人等団体の名称、所在地		○			
			住民票の写し	○				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
184	1977～	【復命書】 (平成26年4月15日)	個人の氏名、住所、役職名、印影	○				
			法人等団体の名称、所在地、転送先住所、郵便番号、設立年月日		○			
			履歴事項全部証明書の写し		○			
185	1982～	【復命書】 (平成26年4月16日)	個人の氏名、住所、家族構成、所有自動車の車種、自動車登録番号、訪問先等、写真	○				
			法人等団体の名称、所在地、写真		○			
186	1988～	【復命書】 (平成26年4月16日)	法人等団体の名称		○			
187	1998～	【決裁添付文書】 (平成26年4月16日) 不適正事案にかかる関係者の住民票交付申請について	個人の氏名、住所	○				
188	2002～	【決裁添付文書】 (平成26年4月16日) 不適正事案にかかる関係会社等の法人登記交付申請について	法人等団体の名称、所在地		○			
			履歴事項全部証明書		○			
189	2004～	【決裁添付文書】 (平成26年4月16日) 不適正事案にかかる関係車両の検査記録事項等証明書交付申請について	自動車登録番号	○	○			
			車両照会	○	○			
190	2008～	【決裁添付文書】 (平成26年4月17日) 不適正事案にかかる関係車両の登録事項等証明書交付申請について	自動車登録番号	○	○			
			登録事項等証明書	○	○			
191	2014	(平成26年4月18日) 滋賀県の告発内容について						
192	2015～	【復命書】 (平成26年4月18日)	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、会社成立年月日、目的		○			
			履歴事項全部証明書の写し、法人ホームページ		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
193	2026	【出張計画】 (平成26年4月18日)	個人の氏名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地		○			
			行程、地図	○	○			
194	2027～	【復命書】 (平成26年4月23日)	個人の氏名、住所、写真	○				
			法人等団体の名称、所在地等、写真、道路名		○			
195	2029～	【出張計画】 (平成26年4月24日)	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地		○			
			行程、地図	○	○			
196	2031～	【回議書】 (平成26年4月26日) 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップ等に関する河川管理用通路等の復旧計画に基づく完了報告書の提出について（再通知）	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、転送先郵便局の名称		○			
197	2036～	(平成26年4月26日) 復旧計画完了報告書の提出について	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、転送先郵便局の名称		○			
198	2040～	【復命書】 (平成26年4月30日)	個人の氏名、役職名、住所、所有自動車の車種、自動車登録番号、写真	○				
			法人等団体の名称、所在地、最寄り駅、写真		○			
			賃貸物件資料		○			
199	2050	【報告書】 (平成26年4月30日) 完了報告書、未報告についての対応（1）	個人の氏名、役職名、住所、電話番号	○				
			法人等団体の名称、所在地		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
200	2051	【報告書】 (平成26年5月1日) 完了報告書、未報告について の対応(1)	法人等団体の名称		○			
201	2052	【報告書】 (平成26年5月2日) 完了報告書、未報告について の対応(2)	法人等団体の名称		○			
202	2053	【出張計画】 (平成26年5月2日)	個人の氏名、役職名、住所、最寄り駅、地図	○				
			法人等団体の名称、最寄り駅、地図		○			
203	2054～	【復命書】 (平成26年5月7日)	個人の氏名、役職名、連絡先	○				
			法人等団体の名称、所在地、電話番号、FAX番号、産業廃棄物処分業許可番号・事業の区分・産業廃棄物の種類・中間処理施設の設置場所・設置年月日・最大処理能力、中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所および保管能力・許可の更新または変更の状況、印影		○			
			印鑑証明書、地図		○			
204	2063	【報告書】 (平成26年5月8日) 完了報告書、未報告について の対応(3)	法人等団体の名称		○			
205	2064～	【復命書】 (平成26年5月8日)	個人の氏名、役職名、住所、電話番号、所有自動車の車種等、自動車登録番号、聴取内容、写真	○				
			法人等団体の名称、所在地、写真		○			
206	2067～	【復命書】 (平成26年5月8日) 復命書(鴨川河川敷木くず 不法投棄事案に係る復旧計画 に基づく完了報告書の提出 (催告)対応について～ 訪問調査(3)における対応 記録(概要詳細版)	個人の氏名、役職名、住所、電話番号、聴取内容	○				
			法人等団体の名称、所在地、転送先郵便局の名称		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
207	2072	【報告書】 (平成26年5月9日) 完了報告書、未報告について の対応(2)	個人の氏名等	○				
			転送先郵便局の名称		○			
208	2073～	【記録】 (平成26年5月13日) 完了報告書対応について (苦情・他)	個人の氏名、役職名、住所等、苦情に係るやり取りの詳細	○				
			法人等団体の名称、所在地		○			
			記録起こし	○	○			
209	2160～	【記録】 (平成26年5月14日) 完了報告書・マニフェスト 対応について(部長協議)	個人の氏名、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、郵便局の名称		○			
210	2166～	【回議書】 (平成26年5月19日) 捜査関係事項照会書に対する 回答について	回答文、捜査関係事項照会書					○
211	2169～	(平成26年5月30日) 鴨川木くず事案 ○○氏との 面談記録	個人の氏名(個人を特定しうる情報を含む。)	○				
			法人等団体の名称、所在地		○			
			滋賀県庁の不法行為	○				
212	2189～	(平成26年5月30日) 鴨川木くず事案 ○○氏との 会話記録	個人の氏名(個人を特定しうる情報を含む。)	○				
			法人等団体の名称		○			
213	2191～	【伺い】 (平成26年6月2日) 福井県庁から鴨川木くず搬出に係る マニフェストについての問合せ	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
214	2193～	【記録】 (平成26年6月4日) 鴨川木くず事案 ○○氏の 告発・告訴について(知事 協議)	個人の氏名(個人を特定 しうる情報を含む。)	○				
			法人等団体の名称		○			
			滋賀県庁の不法行為	○				
215	2210～	【復命書】 (平成26年6月9日)	個人の氏名(個人を特定 しうる情報を含む。)、 役職名	○				
			法人等団体の名称、所在 地		○			
216	2217～	【報告書】 (平成26年6月10日)	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称		○			
217	2220	【報告書】 (平成26年6月10日)	個人の氏名(個人を特定 しうる情報を含む。)、 生年月日、住所、役職名 等	○				
			法人等団体の名称、所在 地		○			
218	2222	【供覧】 (平成26年6月11日)	個人の氏名	○				
219	2223～	【決裁添付文書】 (平成26年6月11日) 捜査関係事項照会書に対す る回答について	決裁添付文書(個人の氏 名)	○				
			回答文、捜査関係事項照 会書					○
220	2226～	(平成26年6月12日) (鴨川木くず事案)聞き取 り調査	全部			○		
221	2237～	【復命書】 (平成26年7月17日)	全部			○		
222	2240～	【復命書】 (平成26年7月23日)	全部			○		
223	2247～	【決裁添付文書】 (平成26年8月1日) 捜査関係事項照会書に対す る回答について	回答文、捜査関係事項照 会書					○

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
224	2252～	【供覧】 (平成26年8月26日) 高島市に投棄された放射性チップ(木くず)に関する要望書に対する電話回答	個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号	○				
225	2256～	【伺い】 (平成26年8月26日) 鴨川河川敷等における原状復旧計画による木くず搬出先における調査	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称、所在地、自動車登録番号		○			
			公用携帯電話番号				○	
226	2260～	【決裁添付文書】 (平成26年9月1日) 登録事項等証明書等の交付申請について	自動車登録番号	○				
			登録事項等証明書	○			○	
227	2264～	【復命書】 (平成26年9月1日) 鴨川河川敷等における原状復旧計画による木くず搬出先における調査	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称(法人等団体を特定しうる情報を含む。)、所在地(所在地を特定しうる情報を含む。)、電話番号、FAX番号、営業品目、産業廃棄物処理施設許可番号、調査の内容、余談の内容		○			
			名刺の写し、写真	○	○			
228	2273～	【回議書】 (平成26年9月4日) 捜査関係事項照会について(回答)	回答文、捜査関係事項照会書					○
229	2283～	(平成26年9月5日) 鴨川木くず不法投棄事案に係る聴取および供述調書の確認について	全部			○		
230	2285～	【復命書】 (平成26年9月8日) 鴨川事案に係るマニフェストC1票の入手について	個人の氏名、役職名、印影	○				
			法人等団体の名称、所在地、メール便番号、携帯電話番号、地名、車番		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
231	2326～	【報告】 (平成26年9月19日) 〇〇より入手したマニフェストC1票(原票)について (返送、追加問合せ)	個人の氏名、役職名、携帯電話番号	○				
			法人等団体の名称、郵便番号、所在地、電話番号、問合せ番号、取扱郵便局名		○			
			ホームページ検索結果、地図、参考資料		○			
232	2334～	【復命書】 (平成26年9月24日) 高島市に不法投棄された放射能汚木くずの処理、処分について、情報公開の要請	個人の氏名、肩書、印影	○				
			名刺のコピー	○				
233	2341～	【供覧】 (平成26年10月8日) 要望に対する電話回答結果	個人の氏名、印影、電話番号	○				
234	2343	【通知文】 (平成26年10月15日) 処分通知書	全部					○
235	2344	(平成26年10月16日) 〇〇の定期検査に入ることについて	法人等団体の名称		○			
236	2345～	(平成26年11月6日) 鴨川木くず事案第1回公判の概要	個人の氏名、家族構成	○				
			法人等団体の名称等		○			
237	2349～	【供覧】 (平成26年10月31日) 山梨県環境整備課担当者へ、木くず裁判の公判日についての情報提供について						
238	2351～	【供覧】 (平成26年11月10日) 山梨県からの「木くず事案について」協議申入れ						
239	2352	【供覧】 (平成26年11月11日) 大分県からの「木くず事案について」問合せ						
240	2353～	(平成26年12月1日) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の記載について	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称		○			
241	2358～	【回議書】 (平成26年12月1日) 木くず不法投棄事案に係る判決書写しの交付依頼について						

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
242	2360	(平成26年12月2日) 木くず事案について(栃木県庁からの情報等について)	法人等団体の名称、所在地		○			
			提供を受けた情報の内容		○		○	
243	2361～	(平成26年12月2日) 鴨川木くず事案第2回公判(判決)概要	個人の氏名	○				
244	2363～	【回議書】 (平成26年12月2日) 木くず不法投棄事案に係る判決書要旨の交付依頼について						
245	2365～	【復命書】 (平成26年12月8日) 鴨川木くず不法投棄事案に係る判決後調査について	個人の氏名、役職名、生年月日、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、調査内容、写真		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、調査内容、写真					○
			調査先の行政庁担当者の名刺のコピー、法人等団体の役員の名刺のコピー、入手資料、地図、グーグル航空写真			○		○
246	2406～	【復命書】 (平成26年12月8日) 鴨川木くず事案判決・公判内容を受けての搬出先調査	個人の氏名、生年月日、役職名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、聴取内容		○			
			入手資料、聴取内容					○
247	2439～	(平成26年12月9日) 木くず事案に係る〇〇〇・前橋市調査により新たに判明した事項からの疑義等	個人の氏名、住所	○				
			法人等団体の名称、所在地、取引単価		○			
			都道府県等名					○

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
248	2441～	【送信メール】 (平成26年12月10日) 滋賀県 鴨川木くず事案に係る搬出先調査について (情報提供)	法人等団体の名称、所在地、調査内容		○			
			都道府県等名、調査内容				○	
249	2445～	【送信メール】 (平成26年12月10日) 滋賀県 鴨川木くず事案に係る搬出先調査について (情報提供)	法人等団体の名称		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名				○	
250	2449～	【報告書】 (平成26年12月10日) 鴨川木くず不法投棄事案に係る判決後の搬出先調査について〔前橋市から〇〇〇の写真提供〕	法人等団体の名称、所在地		○			
			都道府県等名、担当部署名				○	
			写真のコピー		○			
251	2452～	【報告書】 (平成26年12月10日) 鴨川木くず不法投棄事案に係る判決後の搬出先調査について〔現地において撮影した写真について〕	法人等団体の名称、所在地		○			
			都道府県等名、担当部署名				○	
			写真のコピー		○			
252	2454～	【送信メール】 (平成26年12月10日) 滋賀県 鴨川木くず事案に係る搬出先調査について (情報提供)	法人等団体の名称、車番、地名		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名				○	
			入手資料の一部		○			○
253	2458～	【決裁添付文書】 (平成26年12月12日) 登録事項等証明書等の交付申請について	自動車登録番号		○			
			登録事項等証明書、車両の写真		○			
254	2466	(平成26年12月12日) 放射性物質を含む堆肥原料の希釈化について	個人の氏名	○				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
255	2477～	【報告書】 (平成26年12月15日) 〇〇〇〇〇からの資料提供 について	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、電話番号、処分施設の処理能力、印影		○			
256	2484～	【回議書】 (平成26年12月17日) 一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案の総括の公表について						
257	2486～	【報告書】 (平成26年12月17日) 鴨川木くず不法投棄事案に係る判決後の搬出先調査について〔前橋市からの情報提供〕	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称		○			
			情報提供の方法				○	
258	2488～	【報告書】 (平成26年12月17日) 情報提供後の確認	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称、確認内容		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、連絡先、確認内容、対応方針				○	
259	2490～	【回議書】 (平成26年12月18日) 一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案の総括について						
260	2547～	【伺い】 (平成26年12月18日) 情報提供について	法人等団体の名称		○			
			都道府県等名、担当部署名		○		○	
261	2550	【報告書】 (平成26年12月18日) 鴨川木くず不法投棄事案に関して 東京都庁へ（情報提供）	法人等団体の名称		○			
			行政調査・時期・対応方針				○	

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
262	2551～	【報告書】 (平成26年12月18日) (情報提供後) ○○○○より 問合せ	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、連絡先、対応方針				○	
263	2554～	【送信メール】 (平成26年12月18日) 滋賀県(情報提供)木くず 不法投棄事案(記事)	都道府県等名、担当者役職名、担当者名、連絡先				○	
264	2557～	【報告書】 (平成26年12月19日) 鴨川木くず事案・環境事務所への連絡						
265	2560	【報告書】 (平成26年12月19日) 鴨川木くず事案、総括に係る情報提供について	都道府県等名				○	
266	2561	【報告書】 (平成26年12月19日) (鴨川木くず事案)東京都よりの連絡	法人等団体の名称		○			
			行政調査計画・時期・方針				○	
267	2562～	【報告書】 (平成26年12月19日) (鴨川木くず事案・判決以降の情報提供) ○○○○よりの情報提供(メール受信)	法人等団体の名称		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、連絡先、調査内容等		○		○	
268	2566～	【回議書】 (平成26年12月22日) 一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案の再発防止へ向けた国への要望について						
269	2575～	【報告書】 (平成26年12月22日) 総括の公表が地元紙(○○新聞)に掲載されたことへの情報提供について	法人等団体の名称、所在地、都道府県等名		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名				○	
			新聞記事				○	
270	2577～	【受信メール】 (平成26年12月22日) 前橋市(情報提供)木くず 不法投棄事案(記事)						

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
271	2579	【送信メール】 (平成26年12月22日) 滋賀県(情報提供)木くず 不法投棄事案(記事)	都道府県等名、担当者役 職名、氏名				○	
272	2580～	【報告書】 (平成26年12月22日) 電話受信記録	法人等団体の名称		○			
			都道府県等名、担当部署 名、役職名、担当者名、 連絡先、新聞名、聴取内 容				○	
273	2582～	【報告書】 (平成26年12月22日) 電話受信記録	法人等団体の名称、都道 府県等名		○			
			都道府県等名、担当部署 名、役職名、担当者名、 連絡先、新聞名、対応方 針等				○	
			新聞記事				○	
274	2586～	【報告書】 (平成26年12月24日) 電話受信記録	法人等団体の名称、都道 府県等名		○			
			都道府県等名、担当部署 名、役職名、担当者名、 連絡先、調査内容等				○	
275	2588～	(平成26年12月25日) 環境省および資源エネル ギー庁に対する要望概要に ついて	会談内容の一部				○	
276	2591～	【報告書】 (平成26年12月25日) メール送信記録	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在 地、電話番号、印影		○			
			都道府県等名、担当部署 名、役職名、担当者名、 連絡先				○	
277	2599～	【報告書】 (平成26年12月26日) メール受信記録	法人等団体の名称		○			
			都道府県等名、担当部署 名、役職名、担当者名、 連絡先等				○	
			写真のコピー		○			
278	2607	【送信メール】 (平成26年12月26日) 滋賀県(情報提供)鴨川木 くず事案に関する資料につ いて)	法人等団体の名称		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
279	2608	【送信メール】 (平成26年12月26日) (滋賀県)お知らせ(鴨川木くず事案の総括について)						
280	2609～	【メール依頼】 (平成26年12月26日) 【山梨県】廃棄物処理法23条の5に基づく協力依頼文(案)について	個人の住所	○				
			担当者メールアドレス、調査内容				○	
281	2612～	【送信メール】 (平成26年12月26日) 滋賀県(情報提供)新聞記事	都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名				○	
282	2614～	【送信メール】 (平成26年12月26日) (滋賀県)情報提供(年末のごあいさつ)	法人等団体の名称、所在地、電話番号		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、パスワード				○	
283	2617～	【報告書】 (平成27年1月5日) (鴨川木くず不法投棄事案)○○○○へ資料提供・今後の対応について依頼(調整)	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称、所在地、車両登録番号、現地作業場所看板名等、写真、地図等		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、連絡先、調査内容、訪問先等				○	
			名刺のコピー、写真		○		○	
284	2636	【報告書】 (平成27年1月7日) 電話受信記録	都道府県等名、担当部署、役職名、担当者名				○	
285	2637	(平成27年1月7日) 肥料取締法に基づく肥料登録について	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称、所在地、法人等団体の肥料登録銘柄、都道府県名等		○			
			都道府県等名、担当部署名、担当者役職名、氏名				○	
286	2638～	【回議書】 (平成27年1月8日) 滋賀県放射性チップを告発する会の質問・要望に対する回答について	個人の氏名、電話番号	○				
287	2645～	【報告書】 (平成27年1月9日)	法人等団体の名称、所在地等		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
287	2045	電話受信記録	都道府県等名、調査方法、調査内容、新聞名				○	
288	2647～	【報告書】 (平成27年1月15日) 〇〇〇〇〇からの資料提供 について	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称、所在地、所在地の郵便局名		○			
289	2651	【送信メール】 (平成27年1月15日) 鴨川木くず事案に係る資料 について	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称		○			
			都道府県等名				○	
290	2652	【受信メール】 (平成27年1月16日) Re：(滋賀県・情報提供) 鴨川木くず事案に係る資料 について	個人の氏名、役職名	○				
			法人等団体の名称		○			
			都道府県等名				○	
291	2653～	【報告書】 (平成27年1月16日) 電話(架電)記録	法人等団体の名称		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、連絡先、調査内容				○	
292	2655～	【報告書】 (平成27年1月16日) メール送信記録	法人等団体の名称、所在地		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、連絡先、調査内容				○	

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
293	2657～	【決裁添付文書】 (平成27年1月23日) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5に基づく照会について(回答)	個人の氏名、役職名、携帯電話番号、自動車登録番号、調査場所、調査内容の詳細	○				
			法人等団体の名称(法人等団体を特定しうる情報を含む。)、所在地(所在地を特定しうる情報を含む。)、許認可の内容、調査場所、調査内容の詳細、自動車登録番号、台切場所、返却場所		○			
			都道府県等名、担当者メールアドレス、調査場所、調査内容の詳細				○	
			地図、写真、別添参考資料3	○				
							○	
294	2665	【報告書】 (平成27年1月24日) メール受信記録	法人等団体の名称		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、連絡先、調査内容				○	
295	2666～	【報告書】 (平成27年1月27日) 電話(架電)記録	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称		○			
			都道府県等名、担当部署名、担当者役職名、氏名、担当者メールアドレス、山梨県の「撤去計画」について				○	
296	2668～	【報告書】 (平成27年1月30日) 電話(架電)記録	法人等団体の名称		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、連絡先、調査内容				○	
297	2670～	【報告書】 (平成27年2月4日) 電話(架電)記録	法人等団体の名称		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、連絡先、調査内容				○	

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
298	2672～	【報告書】 (平成27年2月4日) メール受信(送信)記録	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、連絡先、調査内容				○	
			メール添付資料	○	○		○	
299	2687～	【回議書】 (平成27年2月10日) 一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案の再発防止へ向けた国への要望について						
300	2717～	(平成27年2月13日) 経済産業省および環境省に対する要望概要について	会談内容の一部				○	
301	2720～	【報告書】 (平成27年2月13日) 電話(①架電②受電)記録	法人等団体の名称、代表者氏名		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、連絡先、調査内容				○	
302	2722～	【決裁添付文書】 (平成27年2月19日) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5に基づく照会について(回答)	告発状					○
			都道府県等名等、担当部署名、担当者名、郵便番号、所在地等、印影、文書番号				○	
303	2726～	(平成27年2月23日) 民間団体等による放射性木くずに関する質問・要望 会見概要	個人の氏名	○				
304	2729～	【報告書】 (平成27年2月24日) 電話(受電)記録	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称、所在地		○			
			都道府県等名、担当部署名、役職名、担当者名、担当者メールアドレス、調査の内容等、新聞名				○	

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
305	2731～	【決裁添付文書】 (平成27年3月9日) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5に基づく照会について(回答) 伺い、回答書、依頼文	告発状					○
			都道府県等名等、担当部署名、担当者名、電話番号、FAX番号、住所等、印影、文書番号				○	
306	2736～	【回議書】 (平成27年3月12日) 滋賀県放射性チップを告発する会の質問・要望に対する回答について(2月23日要望)	個人の氏名	○				
307	2743～	【決裁添付文書】 (平成27年3月12日) 知事への手紙に係る回答素案について	個人の氏名、住所	○				
308	2752	【報告書】 (平成27年3月19日) 電話(架電)記録	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称		○			
			問い合わせの内容				○	
309	2753～	【報告書】 (平成27年3月19日) 電話(①架電、②受電)記録	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称、所在地		○			
			都道府県等名等、担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号、FAX番号、問合せ内容				○	
310	2754～	【決裁添付文書】 (平成25年9月9日) 放射性物質の検査について(依頼)						
311	2759～	【通知文】 (平成25年9月17日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの不法敷設に係る放射性物質の検査結果について(報告)						
312	2763～	【決裁添付文書】 (平成25年9月17日) 放射性物質の追加検査について(依頼)						

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
313	2766	【通知文】 (平成25年9月25日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の追加検査結果について(報告)						
314	2767～	【決裁添付文書】 (平成25年9月25日) 放射性物質の追加検査について(依頼)						
315	2776～	【回議書】 (平成25年10月1日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査について(依頼)						
316	2778～	【通知文】 (平成25年10月2日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の追加検査結果(2)について(報告)						
317	2779	【通知文】 (平成25年10月4日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
318	2780～	(平成25年10月17日) 鴨川河川敷等における空間線量率の測定および現地視察等について						
319	2787～	【通知文】 (平成25年10月18日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
320	2789～	【回議書】 (平成25年10月18日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査について(依頼)						
321	2792～	(平成25年10月21日) 鴨川河口付近土壌採取写真	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
322	2794～	【回議書】 (平成25年10月25日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置事案にかかる周辺地域の土壌検査について	個人の氏名	○				
			法人等団体の名称		○			
323	2804～	【回議書】 (平成25年10月29日) 一級河川鴨川河川敷に無断放置された木材チップにかかる地元説明会の資料について						
324	2809～	【通知文】 (平成25年11月1日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
325	2811～	【通知文】 (平成25年11月13日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
326	2813～	【報告書】 (平成25年11月20日) 木材チップ(平成25年9月6日採取)の含水率について(報告)						
327	2816～	【回議書】 (平成25年11月21日) 平成25年11月20日毎日新聞夕刊「滋賀・放射性汚染木材 セシウム県の4倍検出 NPO再測定 含水率で差」に対する回答内容および見解の紹介について(照会)	個人の氏名、役職名	○				
328	2818～	【回議書】 (平成25年11月21日) 放射性物質の検査について(依頼)						
329	2822～	【回答書】 (平成25年11月22日) 滋循第1465号に対する回答書	個人の氏名、役職名	○				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
330	2824～	【復命書】 (平成25年11月26日) 木材チップの放射性物質の再検査結果について(報告)						
331	2826～	【通知文】 (平成25年11月29日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
332	2828～	【通知文】 (平成25年12月12日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
333	2830～	【通知文】 (平成25年12月27日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
334	2832～	【回議書】 (平成26年1月9日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査について(依頼)						
335	2835～	【通知文】 (平成26年1月9日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
336	2837～	(平成26年1月21日) 平成26年1月21日高島市鴨川における予備調査の現地の様子						
337	2842～	(平成26年1月23日) 現地採取状況						
338	2850～	【回議書】 (平成26年1月23日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査について(依頼)						

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
339	2852～	【通知文】 (平成26年1月23日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査結果について(報告)						
340	2854～	【通知文】 (平成26年1月24日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
341	2856～	【回議書】 (平成26年1月27日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査について(依頼)						
342	2858	【通知文】 (平成26年1月28日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査結果について(報告)						
343	2859～	【回議書】 (平成26年2月6日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査について(依頼)						
344	2861～	【通知文】 (平成26年2月6日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
345	2863～	【通知文】 (平成26年2月7日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査結果について(報告)						
346	2865	【通知文】 (平成26年2月10日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査結果について(報告)						
347	2866～	【回議書】 (平成26年2月20日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査について(依頼)						

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
348	2869～	【通知文】 (平成26年2月20日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
349	2871～	(平成26年2月24日) 平成26年2月23日高島市鴨川河川敷土壌採取の写真について						
350	2876～	【回議書】 (平成26年2月26日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査について(依頼)						
351	2878～	【通知文】 (平成26年2月26日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査結果について(報告)						
352	2880	【通知文】 (平成26年2月27日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査結果について(報告)						
353	2881～	【回議書】 (平成26年2月27日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査について(依頼)						
354	2883～	【決裁添付文書】 (平成26年2月27日) 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップ等に関する土壌の放射能調査のためサンプリングについて						
355	2886～	(平成26年2月27日) 平成26年2月26日一級河川鴨川における土壌採取の様子および2月23日に採取した試料の写真について						
356	2888	(平成26年2月28日) 平成26年2月28日一級河川鴨川河川敷等における土壌検体採取の様子						

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
357	2889～	【回議書】 (平成26年2月28日) 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップ等に関する放射能濃度等の検査結果について						
358	2895～	【回議書】 (平成26年2月28日) 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップ等に関する放射能濃度等の検査結果について						
359	2901～	【回議書】 (平成26年3月2日) 一級河川鴨川河川敷管理用通路における木材チップ等に関する放射能濃度等の検査結果について						
360	2905～	【回議書】 (平成26年3月3日) 一級河川鴨川河川敷管理用通路における木材チップ等に関する放射能濃度等の検査結果について						
361	2909	【通知文】 (平成26年3月3日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査結果について(報告)						
362	2910～	【回議書】 (平成26年3月4日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査結果について(依頼)						
363	2912～	【通知文】 (平成26年3月6日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査結果について(報告)						
364	2914～	【通知文】 (平成26年3月6日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
365	2916～	【回議書】 (平成26年3月10日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査結果について(依頼)						

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
366	2918～	【通知文】 (平成26年3月12日) 一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの無断放置に係る放射性物質の検査結果について(報告)	法人等団体の名称		○			
367	2921～	【回議書】 (平成26年3月13日) 土壌の放射能調査の結果について						
368	2927～	【通知文】 (平成26年3月20日) 一級河川鴨川河川敷等に無断放置された木材チップに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
369	2929～	【回議書】 (平成26年3月28日) 一級河川鴨川河川敷等に不法投棄された木くずに係る放射性物質の環境モニタリング検査について(依頼)						
370	2931～	【通知文】 (平成26年4月17日) 一級河川鴨川河川敷等に不法投棄された木くずに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
371	2933～	【回議書】 (平成26年5月15日) 一級河川鴨川河川敷等に不法投棄された木くずに係る放射性物質の検査について(依頼)						
372	2935～	【通知文】 (平成26年5月16日) 一級河川鴨川河川敷等に不法投棄された木くずに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
373	2937～	【通知文】 (平成26年6月13日) 一級河川鴨川河川敷等に不法投棄された木くずに係る放射性物質の環境モニタリング検査結果について(報告)						
374	2939～	【通知文】 (平成26年7月11日) 一級河川鴨川の河川敷等に不法投棄された木くずに係る放射性物質の検査結果について(報告)						

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
375	2941～	【回議書】 (平成26年7月15日) 高島市安曇川町横江浜園庭沖(砂浜近辺)における水草の放射性物質に係る検査結果について	個人の氏名	○				
376	2944～	【報告書・伺い】 (平成26年11月28日) 衛生科学センターに保存の検査用木くず(試料)等の移動・保管等について	個人の氏名、役職名	○				
377	2948～	鴨川河川敷木くず不法投棄事案に係る旅費について 循環社会推進課	金額・目的地(一部)				○	
378	2950	戻入決議書 (平成25年10月18日) 循環社会推進課						
379	2951	戻入決議書 (平成26年1月7日) 循環社会推進課						
380	2952	支出負担行為兼支出命令決議書(平成26年1月28日) 循環社会推進課	支払口座		○			
381	2953	支出負担行為兼支出命令決議書(平成26年2月24日) 循環社会推進課	支払口座		○			
382	2954	戻入決議書 (平成26年4月7日) 循環社会推進課						
383	2955	支出負担行為兼支出命令決議書(平成26年4月10日) 循環社会推進課	支払口座		○			
384	2956	支出負担行為兼支出命令決議書(平成26年4月10日) 循環社会推進課	支払口座		○			
385	2957～	戻入決議書(平成25年10月29日)・内訳書 循環社会推進課	出張先				○	
386	2959	戻入決議書 (平成25年10月18日) 循環社会推進課						
387	2960	支出負担行為兼支出命令決議書(平成25年12月11日) 循環社会推進課	支払口座		○			
388	2961	支出負担行為兼支出命令決議書(平成25年12月13日) 循環社会推進課	支払口座		○			
389	2962	戻入決議書 (平成26年1月7日) 循環社会推進課						
390	2963	支出負担行為兼支出命令決議書(平成26年1月10日) 循環社会推進課	支払口座		○			

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
391	2964	戻入決議書 (平成26年2月25日) 循環社会推進課						
392	2965～	H25通行料 (10月1日～11月17日)						
393	2967	H25通行料 (11月18日～12月31日)						
394	2968	H26通行料 (1月～3月)						
395	2969	鴨川河川敷木くず不法投棄 事案に係る旅費について 高島環境事務所						
396	2970	支出負担行為兼支出命令決 議書(平成25年9月6日) 西部県税高島総務経理課	支払口座		○			
397	2971	支出負担行為兼支出命令決 議書(平成25年9月9日) 西部県税高島総務経理課	支払口座		○			
398	2972	支出負担行為兼支出命令決 議書(平成25年11月22日) 西部県税高島総務経理課	支払口座		○			
399	2973	請求書 (平成26年1月10日) 高島環境事務所	個人の氏名	○				
			振込先、法人印影		○			
400	2974	支出負担行為兼支出命令決 議書(平成26年1月20日) 西部県税高島総務経理課	支払口座		○			
401	2975	支出負担行為兼支出命令決 議書(平成25年11月14日) 西部県税高島総務経理課	支払口座		○			
402	2976	支出負担行為兼支出命令決 議書(平成25年12月13日) 西部県税高島総務経理課	支払口座		○			
403	2977	支出負担行為兼支出命令決 議書(平成26年1月14日) 西部県税高島総務経理課	支払口座		○			
404	2978	支出負担行為兼支出命令決 議書(平成26年2月7日) 西部県税高島総務経理課	支払口座		○			
405	2979	支出負担行為兼支出命令決 議書(平成26年3月5日) 西部県税高島総務経理課	支払口座		○			
406	2980	支出負担行為兼支出命令決 議書(平成26年4月24日) 西部県税高島総務経理課	支払口座		○			
407	2981	鴨川事案に係る旅費につい て 循環社会推進課	金額・目的地(一部)		○		○	

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号ア	3号	6号	適用除外
408	2982	精算（資金前途（随時）） （平成26年10月3日） 循環社会推進課						
409	2983	精算（資金前途（随時）） （平成26年10月3日） 循環社会推進課						
410	2984	精算（資金前途（随時）） （平成27年1月5日） 循環社会推進課						
411	2985	精算（資金前途（随時）） （平成27年1月5日） 循環社会推進課						
412	2986～	DCコーポレートカードご 利用代金明細書 循環社会推進課	利用内容（一部）				○	
413	2988	2014年6月分ご請求書 （2014年6月11日） 循環社会推進課	法人印影		○			
414	2989	2015年1月分ご請求書 （2015年1月15日） 循環社会推進課	法人印影		○			
415	2990	鴨川事案に係る旅費につい て 高島環境事務所						
416	2991	支出負担行為兼支出命令決 議（平成26年5月14日） 西部県税高島総務経理課	支払口座		○			
417	2992	支出負担行為兼支出命令決 議（平成26年6月10日） 西部県税高島総務経理課	支払口座		○			
418	2993	支出負担行為兼支出命令決 議（平成26年7月8日） 西部県税高島総務経理課	支払口座		○			

・ 頁数は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁のものである。

・ 「非公開理由」欄： 1号 = 条例第6条第1号該当、2号ア = 条例第6条第2号ア該当、3号 = 条例第6条第3号該当、6号 = 条例第6条第6号該当、適用除外 = 条例第37条該当